

## 銚田・大洗広域事務組合財務規則

制定 令和3年4月1日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の3の規定に基づき、別に定めがあるもののほか、銚田・大洗広域事務組合の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(契約)

第2条 契約事務については、銚田市契約規則(平成17年銚田市規則第32号)の例による。

(物品)

第3条 物品の管理については、銚田市物品規則(平成17年銚田市条例第33号)の例による。

(公有財産)

第4条 公有財産の取扱いについては、銚田市公有財産規則(平成17年銚田市規則第34号)の例による。

(会計)

第5条 会計事務については、銚田市会計規則(平成17年銚田市規則第35号)の例による。

(予算)

第6条 予算の編成及び執行については、銚田市予算規則(平成17年銚田市規則第36号)の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。